

第28回 社会保険講座



社会保険労務士
中谷 知世

● 保険者算定:年間平均について

社会保険の定時決定では通常、4～6月に支給した給与を基にして「標準報酬月額」を算出して健康保険料・厚生年金保険料を計算します。しかし、一定の要件を満たす場合には、申立を行うことにより、年間の報酬を平均した「年間平均」による標準報酬月額の決定ができることとされています。

一定の要件とは以下3つの要件です。(手続き方法については日本年金機構のホームページをご確認ください。)

A.「通常の方法で算出した標準報酬月額」と「年間平均で算出した標準報酬月額」の間に2等級以上の差が生じる
B.この2等級以上の差が業務の性質上例年発生することが見込まれる
C.被保険者が同意している

「年間平均」を採用することにより社会保険料を低く抑えることができます。しかし「保険料が低くなる」ことにより、私たちにどのような影響があるのでしょうか。果たして被保険者本人にとっては得なのでしょうか、損なのでしょうか。答えは「人ごとの状況によりなんともいえない」のですが、今回は、参考になる情報をご紹介します。

今回は標準報酬月額が4万円下がった場合(大阪府協会けんぽ、厚生年金保険加入)を例にメリット・デメリットを検証致します。

● 年間平均のメリット…保険料が安くなります。

標準報酬月額が4万円下がった場合、毎月の減額は以下の通りになります。

健康保険料2,034円、介護保険料は314円、厚生年金保険料は3,660円
…1ヶ月で6,008円となり、1年間で72,096円下がります。

※実際はその金額の最低15%税金は上がります

※介護保険対象外の場合は年合計68,328円です。

● 年間平均のデメリット①…将来もらえる厚生年金額が減ります。

厚生年金は、標準報酬月額が下がると年金受給額も減ります。厚生年金の受給額計算は、生年月日や被保険者期間、賃金・物価などにより変動するため一概にはいえませんが、原則的な本来水準計算の減少額は次の計算式になります。

$$\text{標準報酬月額減少額} \times 0.5481\% \times \text{月数}$$

標準報酬月額が4万円下がり、その減額が1年間続いたとすると、受給できる年金は
40,000円×0.5481%×12ヶ月＝ 2,631円(年額)の減少となります。(生涯続きます)

1年間で保険料は72,096円(もしくは68,328円)安くなる代わりに、年金は1年間2,631円生涯にわたって下がります。

しかし、平均寿命を考えると、この点では年間平均選択が有利の可能性大といえます。

● 年間平均のデメリット②…傷病手当金が減ります。

ケガ等により仕事を休まなければならなくなった場合、健康保険から傷病手当金がもらえます。傷病手当金は直前12ヶ月の平均標準報酬月額の3分の2が支給されるため、年間平均適用の場合は減額されることとなります。

標準報酬月額が4万円下がった場合(直前12ヶ月の考慮なし、端数処理抜きでの計算です)

1ヶ月休業したとすると、40,000円÷30日×2/3×30日＝26,667円減少します。1年続くと320,004円と金額が大きくなります。出産手当金も同様に計算されます。

以上のことから、将来受給する厚生年金のこののみを考えるのであれば、今支払う保険料を抑える方がメリットはあったと考えられます。しかし、傷病手当金を受給することを考えると損をする可能性があります。ただし、ケガ・病気が必ず発生するとは言えません。人により状況は異なりますので、上記のメリット・デメリットをご参考にお考え頂ければと思います。